

令和元年 11 月 20 日

照会先

厚生労働省大臣官房厚生科学課

健康危機管理・災害対策室

(担当・内線) 室長 高島 章好(3814)

室長補佐 馬場 和弘(3844)

(電話・代表) 03 (5253) 1111

(電話・直通) 03 (3595) 2172

令和元年台風第 19 号による 被害状況等について (第 46 報)

11 月 20 日 8 時 00 分時点における厚生労働省の対応については、別紙のとおりですのでお知らせします。

令和元年台風第19号による被害状況等について
(第46報)

1 厚生労働省における対応

- | | | | |
|-----|-------|-------|---|
| (1) | 10/8 | 13:30 | 厚生労働省災害情報連絡室設置 |
| | 10/12 | 15:30 | 厚生労働省災害対策本部設置 |
| | 10/13 | 10:30 | 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催 |
| | 10/14 | 12:00 | 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催 |
| | 10/14 | 12:30 | 厚生労働省被災者生活支援チーム設置 |
| | 10/18 | 10:30 | 第3回厚生労働省災害対策本部会議開催 |
| | 10/18 | 15:00 | 第1回省内課長級会議開催 |
| | 10/21 | 13:00 | 第2回省内課長級会議開催 |
| | 10/25 | 18:00 | 第3回省内課長級会議開催 |
| | 11/1 | 11:00 | 第4回省内課長級会議開催 |
| | 11/8 | | 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ
について、厚生労働省関係施策をHPに掲載 |

(2) 政務三役の視察

- ・加藤厚生労働大臣の現地視察
10月29日、宮城県丸森町を訪問し、避難所となっている丸森まちづくりセンター及び丸森たんぽぽこども園等を視察。
- ・稲津厚生労働副大臣の現地視察
10月29日、栃木県那須烏山市を訪問し、城東浄水場等を視察。
11月1日、福島県いわき市を訪問し、平浄水場を視察。
- ・小島厚生労働大臣政務官の現地視察
11月4日、長野県上田市・長野市を視察し、県立総合リハビリテーションセンター等を視察。
- ・橋本厚生労働副大臣、自見厚生労働大臣政務官の現地視察
11月18日、福島県伊達市・相馬市を訪問し、避難所となっている梁川寿健康センター及び相馬第1水源地等を視察。

(3) 職員の現地等への派遣状況

10月13日～11月15日までに厚生労働省職員を福島県庁、長野県庁等へ延べ642名派遣。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

10月11日 千葉県 11:01 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月12日 12:00 EMIS 災害モードに切り替え。
→10月16日 09:32 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月25日 15:30 EMIS 災害モードに切り替え。
→11月11日 12:14 EMIS 警戒モードに切り替え。
10月11日 埼玉県 18:52 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月12日 21:16 EMIS 災害モードに切り替え。
10月12日 茨城県 10:52 EMIS 警戒モードに切り替え。
10月12日 栃木県 13:51 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月13日 13:45 EMIS 災害モードに切り替え。
→10月16日 12:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
10月12日 宮城県 13:53 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月13日 20:02 EMIS 災害モードに切り替え。
→11月12日 08:47 EMIS 警戒モードに切り替え。
10月12日 長野県 13:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
→10月12日 20:00 EMIS 災害モードに切り替え。
10月28日 山形県 8:30 EMIS 警戒モードに切り替え。
以上、合計2県で災害モード、5県で警戒モード。

(2) 医療施設の被害状況

- ・各都道府県に対し、台風第19号に関する避難勧告等が出されている市町村の医療機関等に対して避難に関する注意喚起を行うよう、また、医療機関の被害状況を把握した場合は報告するよう連絡を行った。あわせて、長期停電に備え、医療機関等の非常用電源の動作確認や必要物資等の確保を行うよう連絡を行った(10/8)。
- ・各都道府県に対し、台風第19号に関する避難勧告等が出されている市町村の医療機関等に対して大雨による浸水等に対する避難に関する注意喚起を行うよう連絡を行った(10/11)。
- ・医療機関の浸水の被害状況としては、福島県や栃木県などで合計38医療機関が浸水したが、現在解消している。
- ・医療機関の停電の状況としては、神奈川県や千葉県などで合計47医療機関が停電したが、現在解消している。
- ・医療機関の断水の状況としては、茨城県や福島県で合計142医療機関が断水したが、現在解消している。
- ・患者の転院搬送は、東京都、長野県、栃木県、茨城県、宮城県、福島県でそれぞれ1件ずつ実施済みである。なお、茨城県の患者は搬送元に戻り、福島県の患者は一部が搬送元に戻り、東京都、長野県、栃木県、宮城県の患者は搬送先に入院している。
- ・25日からの大雨の影響で、千葉県で新たに医療機関の浸水、停電被害が生じたが、現在解消している。

県名	浸水		停電		断水		備考 転院搬送
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	
岩手	0	0	1	0	0	0	
宮城	8	0	2	0	10	0	1病院搬送済み(搬送先に入院中)
福島	2	0	2	0	117	0	1病院搬送済み(一部が搬送元へ戻った。)
茨城	6	0	3	0	9	0	1病院搬送済み(搬送元へ戻った。)
栃木	4	0	4	0	2	0	1病院搬送済み(搬送先に入院中)
群馬	0	0	0	0	0	0	無し
埼玉	1	0	3	0	0	0	無し
千葉	3	0	9	0	0	0	無し
東京	1	0	3	0	0	0	1病院搬送済み(搬送先に入院中)
神奈川	0	0	9	0	0	0	無し
新潟	0	0	0	0	0	0	無し
山梨	0	0	0	0	0	0	無し
長野	13	0	9	0	4	0	1病院搬送済み(搬送先に入院中)

							中)
静岡	0	0	2	0	0	0	無し
合計	38	0	47	0	142	0	

(3) DMAT の活動状況 (11月20日 8時)

現在の活動総数 合計 0 (前回11月18日 8時 : 0)

(4) DPAT の活動状況

栃木県 DPAT 調整本部設置。2 隊活動終了。

埼玉県 DPAT 調整本部解散。1 隊活動終了。

東京都 DPAT 調整本部解散。

長野県 DPAT 調整本部設置。1 隊活動終了。

静岡県 DPAT 調整本部解散。1 隊活動終了。

千葉県 DPAT 調整本部解散。2 隊活動終了。

福島県 DPAT 調整本部設置。1 隊活動終了。

茨城県 DPAT 調整本部解散。2 隊活動終了。

宮城県 DPAT 調整本部解散。1 隊活動終了。

(5) 在宅人工呼吸療法患者への対応について

- ・各都道府県に対し、管内の在宅医療を行う医療機関等に対して長期停電への事前の備えに関する注意喚起を行うよう連絡を行った (10/9)。
- ・各都道府県 (岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県) に対し、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅療養患者の入院調整等の支援の必要性等に関する情報収集を行うよう要請した。(10/13)

(6) 在宅酸素療法患者への対応について

- ・10月8日 (火)、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会宛てに「台風19号に対する警戒と安全確認の対応について」の文書を発出し、併せて管下の会員企業に対しても同文書の周知依頼を行った。
- ・また、10月10日 (木)、全国展開している3事業者と事前の備えについて情報共有を行った。
- ・10月11日 (金)、上記の3事業者に対して停電等への対応を確認したところ、リスクの高い患者に対して予め酸素ポンベの保有状況を把握するとともに、平時よりも十分な備蓄を実施していること、事業者としても不測の需要に応えるために、充てん済みポンベの十分な備蓄や緊急配送依頼に対応できるよう万全を期している旨回答があった。
- ・10月16日 (水) 13時00分時点で、3事業者ともに患者の安全確認を完了した。

(7) 看護関係の支援活動の現状について

- ・宮城県(11/11で活動終了)、福島県(10/31で活動終了)、長野県(11/10で活動終了)、栃木県(11/1で活動終了)の4県では、各県の依頼を受けて、各県の看護協会が県内の災害支援ナースを派遣し対応した。
- ・宮城県から宮城県看護協会に依頼があり、宮城県看護協会から日本看護協会に災害支援ナースの派遣調整の依頼があり、10月22日より近隣県の災害支援ナースを宮城県伊具郡丸森町の避難所(2カ所)に合計4名派遣している。

(8) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

医薬品・医療機器製造販売業について、現時点で一部の製造施設(代替性のある医薬品の原薬を製造)に浸水による被害が生じているが、供給体制に大きな支障は生じていない。

卸売販売業者についても、現時点で大きな被害報告はなく、一部配送遅延はあるが、供給体制に大きな支障は生じていない。

<在宅医療関連>

- ・在宅人工呼吸器・在宅酸素濃縮器等を製造する医療機器メーカー12社に患者の安否確認状況、製造施設等の被害状況等についての報告を依頼した。患者全員の安否確認を完了したことを確認した。(10/16)

(9) 衛生用品等の支援状況

- ・茨城県より内閣府支援物資チームを通じて水戸市にある県央総合防災センターへ紙おむつ大人用50袋、子供用50袋、生理用品50袋、マスク1000枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼(15日到着済み)。
- ・長野県より内閣府支援物資チームを通じて長野市にある健康レクリエーションセンターへマスク5000枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼(16日到着済み)。
- ・茨城県より内閣府支援物資チームを通じて水戸市にある県央総合防災センターへマスク1000枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼(16日到着済み)。
- ・福島県より内閣府支援物資チームを通じて陸上自衛隊郡山駐屯地にマスク21,375枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼(16日到着済み)。
- ・福島県より内閣府支援物資チームを通じて陸上自衛隊郡山駐屯地に紙おむつ子供用116個及び生理用品550個を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼。(17日到着済み)
- ・長野県より内閣府支援物資チームを通じて須坂市にある須坂市北部体育館へマスク1,000枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対

応を依頼。(16日到着済み)

- ・茨城県より内閣府支援物資チームを通じて、大子町にある大子町保健センターにオスバン液200個、エタノール500ml30個を供給するよう要請があり、日本医薬品卸売業連合会に対応を依頼。(17日到着済み)
- ・長野県より内閣府支援物資チームを通じて、長野市にある健康レクリエーションセンターへマスク2,000枚、うがい薬100個を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会(マスク2,000枚)及び日本医薬品卸売業連合会(うがい薬100個)に対応を依頼。(マスク20日到着済み)(うがい薬19日到着済み)
- ・栃木県より内閣府支援物資チームを通じて、栃木県庁にマスク3,600枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼。(21日到着済み)
- ・福島県より内閣府支援物資チームを通じて、郡山市にある株式会社Pラインに子供用マスク300枚を供給するよう要請があり、日本衛生材料工業連合会に対応を依頼。(21日到着済み)

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・現時点で復旧済み

【台風第19号】

県・市町村 ・事業体名	断水戸数(戸)		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岩手県】 釜石市	132	0	10/13 ~10/15	・水道管破損による断水(復旧済み)
たのはたむら 田野畑村	150	0	10/13 ~10/15	・水道管破損による断水(復旧済み)
くじし 久慈市	684	0	10/13 ~10/16	・水道管破損による断水(復旧済み)
山田町	23	0	10/13 ~10/18	・水道管破損による断水(復旧済み)
宮古市	983	0	10/13 ~10/29	・道路崩壊に伴う水道管破損による断水(復旧済み)
小計(岩手県)	1,972			
【宮城県】 とめし 登米市	71	0	10/13 ~10/14	・水道管破損、取水口閉塞による断水(復旧済み)
南三陸町	143	0	10/13 ~10/14	・水道管破損による断水(復旧済み)

白石市	80	0	10/13 ~10/14	・水道管破損による断水(復旧済み)
石巻地方広域水道企業団 (石巻市)	216	0	10/13 ~10/16	・水道管破損、浄水場への濁水流入による断水(復旧済み)
川崎町	186	0	10/13 ~10/18	・取水堰堤への土砂流入による断水(復旧済み)
まるもりまち 丸森町	3,448	0	10/13 ~11/14	・取水口流出等による断水(復旧済み)
小計(宮城県)	4,144			
【福島県】				
いわき市	45,400	0	10/13 ~10/27	・河川増水に伴う浄水場・ポンプ場水没による断水(復旧済み)
石川町	50	0	10/13	・停電による断水(復旧済み)
伊達市	6	0	10/13	・水道管破損による断水(復旧済み)
あさかわまち 浅川町	5	0	10/13	・水道管流出による断水(復旧済み)
福島市	4	0	10/13	・水道管破損による断水(復旧済み)
たなぐらまち 棚倉町	35	0	10/13	・水道管破損による断水(復旧済み)
郡山市	9	0	10/13	・水道管破損による断水(復旧済み)
しらかわし 白河市	1,680	0	10/13 ~10/14	・水道管破損による断水(復旧済み)
南相馬市	約1,000	0	10/13 ~10/17	・水道管流出による断水(復旧済み)
田村市	4,300	0	10/13 ~10/18	・浄水場一部浸水、水道管破損による断水(復旧済み)
相馬地方広域水道企業団 (相馬市、 しんちまち 新地町、南相馬市)	23,262	0	10/13 ~10/20	・道路洗堀に伴う水道管破損及び水源の水没による断水(復旧済み)
やまつりまち 矢祭町	100	0	10/13 ~10/29	・橋梁添架の水道管が橋梁とともに流出(復旧済み)
二本松市	843	0	10/13 ~10/31	・水源の水没、水道管破損による断水(復旧済み)

いいたてむら 飯舘村	26	0	10/12 ～11/3	・ 水道管流出による断水（復旧済み）
山上・坂下簡易 水道（相馬市）	136	0	10/13 ～11/8	・ 水道管破損による断水（復旧済み）
小計（福島県）	約76,856			
【茨城県】 つくばみらい市	約4,200	0	10/12 ～10/13	・ 停電による断水（復旧済み）
ひたちおおたし 常陸太田市	240	0	10/13 ～10/14	・ 浄水場冠水による断水（配水系統の切り替えにより断水解消済み）
ひたちおおみやし 常陸大宮市	15,000	0	10/13 ～10/18	・ 市全域の冠水による断水（復旧済み）
水戸市	200	0	10/13 ～10/19	・ 水道管破損による断水（復旧済み）
だいがまち 大子町	7,958	0	10/13 ～10/22	・ 浄水場の冠水、水道管破損による断水（復旧済み）
小計（茨城県）	約27,598			
【群馬県】 しもにたまち 下仁田町	1,580	0	10/12 ～10/24	・ 水道管破損及び取水施設閉塞による断水（復旧済み）
うえのむら 上野村	59	0	10/12 ～10/14	・ 水道管破損等による断水（復旧済み）
ながのはらまち 長野原町	12	0	10/12 ～10/13	・ 道路損壊による水道管破損による断水（復旧済み）
高崎市	5	0	10/12	・ 水道管破損により断水（復旧済み）
富岡市	3	0	10/13	・ 水道管破損により断水（復旧済み）
かんらまち 甘楽町	1,380	0	10/12 ～10/14	・ 水道管破損による断水（復旧済み）
つまごいむら 嬬恋村	492	0	10/13 ～10/15	・ 水道管破損による断水（復旧済み）
あんなかし 安中市	700	0	10/13 ～10/15	・ 水道管破損による断水（復旧済み）
かんなまち 神流町	586	0	10/13	・ 原水濁度悪化による取水停止、取水口閉塞による断水（復旧済み）
なんもくむら 南牧村	51	0	10/13 ～10/16	・ 取水口、水道管の破損による断水（復旧済み）
藤岡市	82	0	10/12 ～10/23	・ 導水管破損、ポンプ流失等による断水（復旧済み）
小計（群馬県）	4,950			
【栃木県】 栃木市	4,400	0	10/12	・ 浄水場浸水により断水（復旧済み）

			~10/15	
かぬまし 鹿沼市	3,164	0	10/12 ~10/21	・水道管破損による断水(復旧済み)
なすからすやまし 那須烏山市	4,000	0	10/13 ~10/21	・浄水場が浸水し断水(復旧済み)
日光市	320	0	10/13	・原水濁度上昇により断水していたが取水再開(復旧済み)
もてぎまち 茂木町	860	0	10/13 ~10/14	・取水場が浸水し断水(復旧済み)
佐野市	366	0	10/12 ~10/16	・道路崩落に伴う水道管破損による断水(復旧済み)
那須町	73	0	10/12 ~10/17	・取水場が土砂で閉塞し断水(復旧済み)
小計(栃木県)	13,183			
【埼玉県】				
日高市	18	0	10/12 ~10/13	・道路崩落に伴う水道管破損による断水(復旧済み)
神川町	6	0	10/12 ~10/13	・水道管破損による断水(復旧済み)
ときがわ町	8	0	10/12 ~10/14	・土砂災害に伴う水道管破損による断水(復旧済み)
ひがしちちぶむら 東秩父村	639	0	10/12 ~10/16	・配水管破損による断水(復旧済み)
秩父広域市町村 圏組合 (秩父市、 おがのまち 小鹿野町、 みなのみち 皆野町)	1,051	0	10/12 ~ 10/18	・土砂崩れに伴う水道管破損による断水(復旧済み)
よりいまち 寄居町	5	0	10/13 ~10/21	・土砂崩れに伴う配水管破損による断水(復旧済み)
小計(埼玉県)	1,727			
【千葉県】				
おおたきまち 大多喜町	95	0	10/12 ~10/14	・停電による断水(復旧済み)
ちようせいぐんし 長生郡市広域市 町村圏組合 (長南町)	443	0	10/12 ~10/14	・停電による断水(復旧済み)
南房総市	360	0	10/12 ~10/16	・停電による断水(復旧済み)
鴨川市	171	0	10/12 ~10/16	・停電による断水(復旧済み)

みよし 三芳水道企業団 (館山市)	120	0	10/13 ~10/16	・ 停電による断水(復旧済み)
きよなんまち 鋸南町	44	0	10/12 ~10/16	・ 停電による断水(復旧済み)
かずさ水道広域 連合企業団 (君津市、富津 市)	1,077	0	10/12 ~10/17	・ 停電による断水(復旧済み)
小計(千葉県)	2,310			
【東京都】 東京都 おくたままち (奥多摩町、 ひのでまち 日の出町)	3,426	0	10/13 ~10/24	・ 道路崩壊に伴う水道管損傷による 断水(復旧済み)
【神奈川県】 小田原市	21	0	10/12 ~10/13	・ 水源の濁度上昇に伴う断水(復旧済 み)
松田町	138	0	10/13 ~10/16	・ 導水管破損による断水(復旧済み)
みなみあしがらし 南足柄市	6,900	0	10/13 ~10/15	・ 取水口閉塞による断水(復旧済 み)
相模原市	400	0	10/13 ~10/15	・ 土砂崩落に係る電源喪失によるポ ンプ停止により断水(復旧済み)
清川村	1,102	0	10/15 ~10/16	・ 導水管破損による断水(復旧済み)
神奈川県企業庁 (相模原市、鎌 倉市、平塚市、 伊勢原市、葉山 町)	4,300	0	10/12 ~10/19	・ 導水管の破損等による断水(復旧済 み)
やまきたまち 山北町	1,250	0	10/12 ~10/23	・ 導水管破損による断水(復旧済み)
小計(神奈川 県)	14,111			
【山梨県】 うえのはらし 上野原市	47	0	10/12 ~10/13	・ ポンプに土砂が流入したことによ る断水(復旧済み)
みのぶちよう 身延町	5	0	10/12 ~10/13	・ 道路崩落に伴う配水管破損による 断水(復旧済み)
ほくとし 北杜市	38	0	10/12 ~10/14	・ 配水管破損による断水(復旧済み)
大月市	287	0	10/12 ~10/14	・ 取水施設への土砂流入による断水 (復旧済み)

山梨市	80	0	10/15 ～10/28	・ 取水施設の損傷による断水(復旧済み)
小計(山梨県)	457			
【長野県】 たてしなまち 立科町	2,698	0	10/13 ～10/16	・ 濁水のため断水(復旧済み)
かけゆ 鹿教湯簡易水道 (上田市)	90	0	10/13 ～10/15	・ ろ過地への土砂流入による断水(復旧済み)
ながわまち 長和町	43	0	10/12 ～10/15	・ 道路決壊に伴う水道管露出による断水(復旧済み)
しなのまち 信濃町	114	0	10/13 ～10/14	・ 停電による断水(復旧済み)
筑北村	45	0	10/13 ～10/16	・ 水道管破損による断水(復旧済み)
たてしな 蓼科高原別荘地 簡易水道 (茅野市)	20	0	10/13 ～10/16	・ 停電による断水(復旧済み)
東洋観光事業 (茅野市)	50	0	10/13 ～10/14	・ 停電による断水(復旧済み)
東急不動産 (茅野市)	28	0	10/14	・ 停電による断水(復旧済み)
みよたまち 御代田町	2	0	10/12	・ 接合井への濁水の流入による断水(復旧済み)
千ヶ滝簡易水道 (軽井沢町)	10	0	10/13 ～10/16	・ 停電による断水(復旧済み)
長野市	19	0	10/12 ～10/17	・ 停電による断水(復旧済み)
八風の郷簡易水道 (軽井沢町)	3	0	10/13 ～10/17	・ 停電による断水(復旧済み)
川上村	350	0	10/13 ～10/18	・ 水道管破損による断水(復旧済み)
佐久市	179	0	10/12～ 10/18	・ 水道管破損による断水(復旧済み)
うぐいすの森自治会簡易水道 (佐久市)	50	0	10/14～ 10/18	・ 停電による断水(復旧済み)
とうみし 東御市	421	0	10/12 ～10/19	・ 水道管破損による断水(復旧済み)
栄村	45	0	10/18	・ 停電による断水(復旧済み)
さくほまち 佐久穂町	500	0	10/12 ～10/28	・ 道路崩壊に伴う水道管破損による断水(復旧済み)

上田市	430	0	10/13 ～10/31	・水道管破損による断水(解消済み)
小計(長野県)	5,097			
【静岡県】 おやまちょう 小山町	30	0	10/12 ～10/14	・配水管破損による断水(復旧済み)
みなみいづちょう 南伊豆町	168	0	10/12 ～10/14	・停電による断水(復旧済み)
伊豆の国市	870	0	10/13 ～10/14	・停電による断水(復旧済み)
河津町	180	0	10/12 ～10/15	・停電による断水(復旧済み)
伊豆市	602	0	10/12 ～10/15	・配水管破損による断水(復旧済み)
芦ノ湖山荘簡易 水道(三島市)	17	0	10/14 ～10/17	・水源の水没に伴う断水(復旧済み)
熱海市	8,000	0	10/12 ～10/20	・静岡県企業局からの送水停止による断水(復旧済み)
かんなみちょう 函南町	1,798	0	10/12 ～10/20	・静岡県企業局からの送水停止による断水(復旧済み)
小計(静岡県)	11,665			
【三重県】 松阪市	490	0	10/12 ～10/13	・停電による断水(復旧済み)
合計	約167,986	0		

【25日からの大雨】

県・市町村 ・事業体名	断水戸数(戸)		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【千葉県】 鴨川市	4,699	0	10/25 ～10/27	・浄水場の送水ポンプの浸水による断水(復旧済み)
【宮城県】 丸森町	約300	0	10/26 ～10/28	・仮設取水ポンプの一時退避に伴う配水池の水位低下による断水(復旧済み)
【福島県】 いわき市	100	0	10/25 ～10/27	・土砂崩れに伴う配水管破損による断水(復旧済み)
南相馬市	1	0	10/25 ～10/26	・水道管破損による断水(復旧済み)
合計	約5,100	0		

(2) 関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和元年10月11日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。

(3) 株式会社日本政策金融公庫関連

(ア) 日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、令和元年10月13日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(イ) 令和元年10月13日付けで、日本政策金融公庫において特別相談窓口を設置し、中小企業・小規模事業者向け災害貸付の融資、返済猶予についての相談を開始。

(ウ) 令和元年10月24日付けで、都道府県に対し、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の災害融資の申込時に必要な「推せん書」などを事後徴求で可とすることや、罹災証明書の提出をもって「推せん書」提出を省略可とする旨の通知を発出。

(エ) 日本政策金融公庫の災害融資について、台風第19号の激甚災害指定に伴い、特別の措置を講ずるための閣議決定（10月29日）がされたことについて、同日付けで、都道府県に対し、関係団体等への周知徹底依頼の通知を発出。

また、日本政策金融公庫に対して、同日付けで、同特別措置の実施について遺漏のないようにする旨の通知を発出。

(4) 火葬場の被害状況

【千葉県】

<非常用電源により稼働していたが、通常稼働へ移行済> 2か所
鴨川市、君津市

【長野県】

<稼働停止していたが、復旧済> 1か所
長野市

(5) 食中毒予防対策

① 「令和元年台風第19号に伴い設置された避難所での食中毒対策について」（令和元年9月15日付け医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）で、避難所が設置されている都道府県等38自治体に対し、避難所での食中毒発生予防のため、厚労省から提供した予防のポイントをまとめたり

ーフレットファイル等も活用した継続的な啓発の実施及び食中毒（疑いを含む）発生時の厚生労働省との迅速な情報共有について依頼した。

- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、10月16日以降、各支部等からの要請に基づき、複数の企業の協力の下、希望する食品衛生関係用品（消毒用アルコール、使い捨て手袋等）の提供を実施した。

提供先	消毒関係用品(本) (手洗い石鹼、アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム)	手袋等(箱) (手袋、マスク、不織布)	提供先	消毒関係用品(本) (手洗い石鹼、アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウム)	手袋等(箱) (手袋、マスク、不織布)
【静岡県】 静岡市	144	230	【福島県】 須賀川市	288	260
【新潟県】 十日町市	96	60	【福島県】 いわき市	124	140
【新潟県】 新潟市	42	60	【福島県】 白河市	62	60
【埼玉県】 東松山市	60	520	【福島県】 南相馬市	484	560
【埼玉県】 川越市	204	300	【福島県】 福島市	440	420
【神奈川県】 川崎市	288	320	【福島県】 郡山市	627	740
【神奈川県】 横浜市	576	640	【千葉県】 館山市	—	480
【神奈川県】 相模原市	288	320	【千葉県】 佐倉市	504	740
【長野県】 長野市	810	988	【千葉県】 東金市	354	200
【長野県】 飯山市	206	24	【千葉県】 銚子市	75	120
【長野県】 佐久市	243	204	【千葉県】 匝瑳市	75	120
【岩手県】 下閉伊郡	12	—	【千葉県】 勝浦市	51	—
【岩手県】 久慈市	408	580	【千葉県】 木更津市	90	480
【岩手県】 宮古市	408	580	【千葉県】 香取市	63	90
【岩手県】 一関市	120	320	【千葉県】 茂原市	132	—
【岩手県】 釜石市	60	60	【千葉県】 鴨川市	168	—
【宮城県】 仙台市	72	60	【茨城県】 水戸市	260	168
【宮城県】 塩釜市	342	—	【茨城県】 常陸大宮市	380	967
【宮城県】 多賀城市	96	200	計52自治体	11,702	17,041
【宮城県】 宮城郡	192	400			

【宮城県】 伊具郡	4 1 4	1, 5 8 0
【宮城県】 角田市	5 5 2	2, 1 2 0
【宮城県】 白石市	5 3	5 0
【宮城県】 黒川郡	5 9 4	6 3 0
【宮城県】 富谷市	1 5	5 0
【栃木県】 宇都宮市	9 0	1 2 0
【栃木県】 鹿沼市	1 1 4	1 2 0
【栃木県】 日光市	5 4	1 6 0
【栃木県】 真岡市	5 4	6 0
【栃木県】 栃木市	3 4 8	1 0 0
【栃木県】 小山市	7 2	6 0
【栃木県】 那須烏山市	2 0 4	2 2 0
【栃木県】 佐野市	2 4 0	3 0 0
【栃木県】 足利市	5 4	6 0

4 社会福祉施設等関係

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風第19号の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼した。併せて、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、停電等に備え非常用電源の動作確認や燃料の確保その他必要物資を確保しておくよう、事前の備えに万全を期すよう注意喚起を依頼した（10/8）。
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、被災状況の把握にあたり、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集を依頼するとともに、電源車、給水車の支援要請についても情報提供を依頼した（10/9）。
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、通信手段が途絶した場合の対応方法について、台風上陸前に必ず確認を行うよう依頼した（10/10）。
- 台風の上陸が予想される東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、山梨県に対し、国からの注意喚起に関しての対応状況を確認。全ての自治体において管内市社会福祉施設等に注意喚起を行うとともに、緊急連絡先

や施設長等の携帯番号の整備を確認した。併せて、浸水被害が発生する恐れがあるため、大雨による浸水等に対して早めの避難を行うよう社会福祉施設等に対して注意喚起を依頼（10/11）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

高齢者関係施設については、浸水で入所者が避難している施設が25か所あるが、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

25日からの大雨の影響で、千葉県で10施設において床上浸水や敷地内土砂流入の被害があり、3施設において他の施設に避難中であるが、人的被害はなし。引き続き情報収集に努める。

(台風第19号による被害状況)

都県	施設種別	被災施設数	被災状況別内数		
			浸水	停電	断水
福島県	認知症高齢者グループホーム等	3	3		
栃木県	特別養護老人ホーム等	6	6		
群馬県	認知症高齢者グループホーム	1	1		
埼玉県	特別養護老人ホーム等	3	3		
東京都	有料老人ホーム	1	1		
長野県	特別養護老人ホーム等	8	8		
静岡県	特別養護老人ホーム等	3	3		
計	—	25	25		

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

障害者支援施設・事業所については、浸水で入所者が避難している施設が31か所あるが、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

25日からの大雨の影響で、千葉県で1施設が土砂災害の被害があるが、人的被害なし。入所者は自宅等に避難中。引き続き情報収集に努める。

(台風第19号による被害状況)

都県	施設種別	被災施設数	被災状況別内数		
			浸水	停電	断水
宮城県	共同生活援助	1	1		
福島県	障害者支援施設等	17	17		
栃木県	障害者支援施設等	2	2		
埼玉県	障害者支援施設等	8	8		
東京都	共同生活援助	1	1		
長野県	障害者支援施設等	2	2		
計	—	31	31		

(3) 児童関係施設等の被害状況

児童関係施設については、浸水等で休止中の施設が28か所（うち19か所は保育所等）あるが、人的被害なし。引き続き情報収集に努める。

25日からの大雨の影響による被害報告は、千葉県の保育所1か所において床上浸水の被害があり、現時点では休園中。人的被害はなし。引き続き情報収集に努める。

(台風第19号による被害状況)

都県	施設種別	被災施設数	被災状況別内数		
			浸水	停電	断水
宮城県	保育所等	5	5		
福島県	保育所等	12	12		
栃木県	保育所等	5	5		
長野県	保育所等	6	6		
計	—	28	28		

(4) その他

- 10月15日付けで、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による

応援確保を依頼。また、同日に以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本認知症グループホーム協会 ・ 全国グループホーム団体連合会 ・ 全国老人福祉施設協議会 ・ 高齢者住まい事業者団体連合会 ・ 全国軽費老人ホーム協議会 ・ 日本介護支援専門員協会 ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・ 日本在宅介護協会 ・ 全国農業協同組合中央会 ・ 日本生活協同組合連合会 ・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 ・ 市民福祉団体全国協議会 ・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 ・ 24時間在宅ケア研究会 ・ 全国老人保健施設協会
子ども関係	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本保育協会 ・ 全国私立保育園連盟 ・ 全国保育協議会 ・ 全国保育士会 ・ 全国児童養護施設協議会 ・ 全国乳児福祉協議会 ・ 全国児童自立支援施設協議会 ・ 全国児童心理治療施設協議会 ・ 全国自立援助ホーム協議会 ・ 全国母子生活支援施設協議会 ・ 日本ファミリーホーム協議会 ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会 ・ 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・ 子育てひろば全国連絡協議会 ・ 全国学童保育連絡協議会 ・ 児童健全育成推進財団
障害児・者関係	34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本知的障害者福祉協会 ・ 全国身体障害者施設協議会 ・ 全国社会就労センター協議会 ・ きょうされん ・ 日本セルフセンター

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国就業支援ネットワーク ・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・ 就労継続支援 A 型事業所全国協議会 ・ 日本相談支援専門員協会 ・ 全国地域生活支援ネットワーク ・ 全国地域で暮らそうネットワーク ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・ 全国手をつなぐ育成会連合会 ・ 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・ 日本肢体不自由児協会 ・ 全国重症心身障害児（者）を守る会 ・ 日本重症心身障害福祉協会 ・ 全国肢体不自由児者施設運営協議会 ・ 全国盲ろう難聴児施設協議会 ・ 全国児童発達支援協議会 ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会 ・ 全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・ 全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・ 日本筋ジストロフィー協会 ・ 日本ダウン症協会 ・ 日本自閉症協会 ・ 発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・ 日本発達障害ネットワーク ・ 全国視覚障害者情報提供施設協会 ・ 全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・ 日本盲人社会福祉施設協議会 ・ 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 ・ 日本訪問看護財団 ・ 全国訪問看護事業協会
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国社会福祉法人経営者協議会 ・ 日本介護福祉士会 ・ 日本社会福祉士会
計	68	

○ 10月21日付けで、各都道府県等に対して、令和元年台風第19号による福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて災害救助費から支弁される旨を周知。

○ 11月1日付けで、各都道府県等に対して、管内市町村及び社会福祉施設等へ雇用調整助成金の周知について依頼。

- 11月11日付けで、10月21日に発出した「令和元年台風第19号による福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」の一部改正を行い、社会福祉施設等への介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費も災害救助費から支弁される旨を改めて周知。
- 災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動状況
 - ・ 長野県の避難所において、長野県の福祉関係団体から構成される災害派遣福祉チーム（DWAT）が10月13日から支援活動を展開している。
 - ・ 埼玉県川越市の障害者支援施設の避難先において、埼玉県の DWAT が10月19日から支援活動を行っている。
 - ・ 群馬県の DWAT が10月24日から長野市の避難所で支援活動を開始。
 - ・ 宮城県の DWAT が10月26日から11月11日まで大崎市の避難所で支援活動を実施。
 - ・ 栃木県の DWAT が10月28日から栃木市の避難所で支援活動を開始。
 - ・ 福島県の DWAT が11月1日から3日まで本宮市の避難所、11月6日から8日までいわき市の避難所、11月11日から13日まで郡山市の避難所で支援活動を実施。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、台風第19号に伴い、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（10/8）。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。あわせて、各都道府県及び日本透析医会に対し、長期停電に備え、医療機関等の非常用電源の動作確認や必要物資等の確保を行うよう関係者・関係機関への注意喚起を依頼した（10/9）。

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県に対し、透析施設の現状について確認を行い、浸水や断水等により透析の実施に支障が生じていた施設の復旧を確認した（10/25）。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風第19号に伴い、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について停電等に対する備えに万全を期すように注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請した（10/9）。大雨特別警報の発令をうけ、被害発生時における報告を再度要請した（10/12）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼した（10/11）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) DHEAT について

- ・ 10月11日付事務連絡で、DHEAT 派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、連絡体制の確保を要請した。

(4) 被災者の健康管理

① 保健師等の応援派遣について

- ・ 10月11日付事務連絡で、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、連絡体制の確保を要請した。
- ・ 長野県より保健師等の応援派遣について要請があり、厚生労働省において調整を行った（10/17）。さらに、10月17日に2チーム、10月21日に2チームの追加派遣要請があり、調整を行い、活動が終了した（11/15）。
- ・ 宮城県より保健師等の応援派遣について要請があり、厚生労働省において調整し、活動中（10/18）。
- ・ 福島県より保健師等の応援派遣について要請があり、厚生労働省において調整し、活動中（10/19）。

派遣先	活動場所	チーム数		派遣元 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
		派遣	活動中	
長野県	長野市	5	0	岐阜県（10/17～11/6）
				富山県（10/17～11/11）
				愛知県（10/17～11/5）
				大阪府（10/24～11/15）
				和歌山県（10/24～11/15）
	小布施町	2	0	石川県（10/20～10/24） 福井県（10/20～10/24）
宮城県 (※2)	丸森町	3	2	北海道（10/18～）
				山形県（10/18～）
				三重県（10/18～11/16）
福島県	郡山市	2	1	青森県（10/19～）
				青森市、八戸市（10/24～11/12） (※1)
	いわき市	10	0	秋田県（10/21～11/15）
				札幌市（10/21～11/1）
				名古屋市（10/22～11/1）
				京都府（10/23～11/1）
				京都市（10/23～10/30）
				神戸市（10/23～11/1）

				大阪市 (10/24~11/17)
				函館市 (10/24~10/28)
				姫路市 (10/24~10/29)
				明石市 (10/24~11/1)
	本宮市	1	0	愛媛県 (10/28~11/15)

(※1) 青森市、八戸市の2自治体が交代で派遣期間中1チームを構成。

(※2) 宮城県の報告によると、厚生労働省が応援派遣調整を実施した上記自治体以外に、宮城県の調整により、滋賀県、仙台市、北見市が支援を行っている。また、丸森町の調整により、山元町が支援を行っている(11/5)。

② 保健師等の活動について

- 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、迅速な災害応急対策に向け、以下の事務連絡等を送付し、十分な備えを行っていただくよう、関係機関への周知等の対応を要請した。引き続き情報収集に努める。
 - ・ 10月11日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」(令和元年10月11日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
 - ・ 10月13日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防について」(令和元年10月13日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
 - ・ 10月15日付 「管轄避難所等情報の記録様式について」(令和元年10月15日付け健康局健康課保健指導室事務連絡)
- 10月13日付 「令和元年台風第19号に係る被害地域における感染症予防対策について」(令和元年10月13日付け健康局結核感染症課事務連絡)で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。
- 「避難所内のトイレの衛生管理について」、「浸水した家屋の感染症対策」等のリーフレットを送付し、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した(10/13)。
- 10月16日付 「令和元年台風第19号に係る被害地域における感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策の実施について」(令和元年10月16日付け健康局結核感染症課事務連絡)で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症対策に係るポスター等を活用した住民等への周知徹底に努めていただくよう要請したほか、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況を把握・調整し、円滑かつ適切に消毒を実施していただき、また、調整がつかない場合は厚生労働省へ連絡していただくよう要請した。

- 10月19日付「令和元年台風第19号に係る被災地におけるインフルエンザ等の感染症対策の実施について」（令和元年10月19日付け健康局結核感染症課事務連絡）で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所におけるインフルエンザ等の感染予防対策の徹底について要請したほか、被災地域の避難所等に入入りするボランティア等による感染症の病原体の持込み防止、避難所において感染が疑われる者の早期発見、早期治療、感染拡大の防止の徹底を要請した。
- 10月21日付「令和元年台風第19号に係る避難所等におけるインフルエンザ対策について」において、被災自治体がインフルエンザワクチンの接種を行う際の接種体制の確保等について、日本医師会に対して支援を要請した。
- 10月21日付「令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザ予防接種について」において、災害救助法適用都県に対して、インフルエンザワクチンの接種費用が災害救助法の支弁の対象となることを周知するとともに、市町村等と連携しつつ避難所へ避難している方々への接種機会の確保について要請した。
- 10月24日付「令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザの予防接種に係る取扱いについて（Q&A）」で、災害救助法適用都県に対して、10月21日付「令和元年台風第19号に係る避難所におけるインフルエンザ予防接種について」に係る具体的な取扱いについて周知した。
- 10月19日付「令和元年台風第19号に係る被害地域における感染症予防対策としての消毒等について」（令和元年10月19日付け健康局結核感染症課事務連絡）で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、浸水した家屋等の消毒の手順の周知及び消毒関連物資の配布について要請したほか、がれきの撤去等の作業に専門的に従事する方への防塵マスク着用の勧奨について要請した。
- 国立感染症研究所の専門家2名を、福島県いわき市に派遣し、避難所における感染症対策に関する助言等を実施した(10/25)。
- 国立感染症研究所の専門家2名を、長野県に派遣し、避難所等における感染症対策に関する助言等を実施した(10/29-30)。
- アレルギー疾患への対応について、都道府県のアレルギー担当部局に対し、日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した(10/15)。
また、twitter 及び facebook において、災害時のアレルギー疾患への対応について注意喚起を実施した(10/15)。
- 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に係る以下の事務連絡を送付し、被災者への

対応を要請した。

- ・令和元年台風第19号による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（令和元年10月15日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）

- 10月30日付「避難所におけるノロウイルス感染症対策の徹底について」（健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、ノロウイルスをはじめとする感染症及び食中毒の予防対策及び感染拡大防止策の徹底を要請するとともに、必要に応じて避難所の感染症発生予防、拡大防止に関する相談・助言やアセスメント等の技術的支援を専門家に依頼できる旨を周知した。

③ 日本栄養士会の活動について

- 日本栄養士会に対し、JDA-DAT 派遣の情報等の共有を依頼した。
- 日本栄養士会は、被災地の各県栄養士会から、栄養・食生活支援及び各県栄養士会の JDA-DAT 活動の状況等について情報収集中。
（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、長野県の各県栄養士会は、県庁及び保健所等と連携し、被災者の栄養・食生活支援の体制を整備）。
- 日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援及び特殊栄養食品ステーションの設置等に関する以下の事務連絡を送付し、被災者への対応を要請した。
・「令和元年台風第19号による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（令和元年10月15日付け健康局健康課栄養指導室事務連絡）

④ ワクチンの供給について

- 日本ワクチン産業協会及び日本医薬品卸売業連合会に対し、被災者に季節性インフルエンザワクチンの接種が行われる場合を踏まえ、「令和元年台風第19号の被災地における季節性インフルエンザワクチンの供給について（協力依頼）」（令和元年10月16日付け健康局健康課予防接種室事務連絡）により円滑な供給への配慮を依頼。

(5) その他

- ① 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- ② 保健衛生施設等の被害状況
 - ・宮城県丸森町の保健センターの建物が一部損壊。1階部分の浸水被害のため、業務に支障が出ているとのこと。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県に対し、台風第19号に伴い、あらかじめ関係団体との連絡体制を確認しておき、連携して被害情報等の収集を行うよう依頼し、関係団体に対しても注意喚起と薬局関係の被害情報等の収集を依頼した（10/8）。
- ・現時点の被害状況は以下のとおり。このほか、複数の市町村で冠水あり。引き続き情報収集に努める。
- ・各都道府県に対し、大規模災害時等においては、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能である旨等について事務連絡を発出した（10/14）。

	被害件数	詳細状況
宮城県	角田市 6件	床上浸水 6件（営業可 4件、不明 2件）
宮城県	丸森町 2件	床上浸水 2件（営業可 1件、営業不可 1件）
宮城県	気仙沼市 3件	床上浸水 2件、雨漏り 1件（営業可 3件）
宮城県	登米市 4件	床上浸水 3件、床下浸水 1件（営業可 3件、営業不可 1件）
宮城県	大和町 2件	床上浸水 2件（営業可 2件）
宮城県	岩沼市 1件	電話不通 1件（営業状況不明）
宮城県	石巻市 10件	床上浸水 8件、雨漏り 2件（営業可 9件、営業状況不明 1件）
宮城県	東松島町 3件	床上浸水 3件（営業可 3件）
宮城県	名取市 1件	床上浸水 1件（営業可）
宮城県	大崎市 6件	床上浸水 6件（営業可 6件）
宮城県	柴田町 6件	床上浸水 6件（営業可 5件、営業状況不明 1件）
宮城県	美里町 2件	床上浸水 1件、一部損壊 1件（営業可 2件）
宮城県	松島町 1件	床下浸水 1件（営業可）
宮城県	塩竈市 3件	床上浸水 3件（営業可 3件）
宮城県	多賀城市 3件	床上浸水 1件、床下浸水 2件（営業可 3件）
宮城県	仙台市 28件	床上浸水 25件、床下浸水 1件、雨漏り 1件、一部損壊 1件（営業可 19件、営業状況不明 9件）
宮城県	大河原町 2件	床上浸水 2件（営業状況不明 2件）
宮城県	白石市 1件	床上浸水 1件（営業可）
宮城県	山元町 1件	床上浸水 1件（営業可）
宮城県	利府町 3件	床上浸水 3件（営業可 3件）
福島県	福島市 1件	床上浸水 1件（営業可）

福島県	伊達市 2 件	床上浸水 2 件（営業可 2 件）
福島県	本宮市 8 件	床上浸水 8 件（営業可 4 件、営業不可 4 件）
福島県	須賀川市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
福島県	石川郡石川町 4 件	床上浸水 4 件（営業可 4 件）
福島県	新地町 1 件	断水 1 件（営業可）
福島県	相馬市 1 7 件	床上浸水 1 1 件、断水 6 件（営業可 1 7 件）
福島県	南相馬市 8 件	床上浸水 2 件、断水 6 件（営業可 8 件）
福島県	郡山市 4 件	床上浸水 4 件（営業可 4 件）
福島県	いわき市 1 9 件	床上浸水 1 9 件（営業可 1 7 件、営業不可 2 件）
茨城県	大子町 4 件	床上浸水 3 件、床下浸水 1 件（営業可 4 件）
茨城県	ひたちなか市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
栃木県	宇都宮市 9 件	店内浸水 9 件（営業可 7 件、営業不可 2 件）
栃木県	栃木市 1 9 件	浸水 1 9 件（営業可 1 7 件、営業不可 1 件、一部再開 1 件）
栃木県	足利市 2 件	浸水 2 件（営業可 2 件）
栃木県	佐野市 2 件	浸水 2 件（営業可 2 件）
栃木県	小山市 3 件	床上浸水 3 件（営業可 3 件）
栃木県	鹿沼市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
栃木県	那須烏山市 2 件	断水 2 件（営業可 2 件）
栃木県	下野市 1 件	浸水 1 件（営業可）
栃木県	上三川町 1 件	浸水 1 件（営業可）
埼玉県	さいたま市 3 件	床上浸水 3 件（営業可 3 件）
埼玉県	東松山市 1 件	床上浸水 1 件（営業不可）
埼玉県	戸田市 1 件	停電 1 件（営業状況不明）
埼玉県	春日部市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
千葉県	千葉市 2 件	浸水 2 件（営業可 2 件）
千葉県	船橋市 1 件	床下浸水 1 件（営業可）
千葉県	木更津市 3 件	浸水 1 件、一部破損 2 件（営業状況不明）
千葉県	袖ヶ浦市 3 件	電話線の切断 1 件、雨漏り 1 件、一部破損 1 件（営業状況不明）
千葉県	君津市 3 件	浸水 1 件、一部破損 2 件（営業状況不明）
千葉県	大網白里市 2 件	浸水 2 件（営業可）
千葉県	茂原市 5 件	床上浸水 5 件（営業可 4 件、営業不可 1 件）
千葉県	長南町 2 件	床上浸水 1 件、床下浸水 1 件（営業可 1 件、営業不可 1 件）
千葉県	市原市 1 件	床下浸水 1 件（営業可）
千葉県	富津市 1 件	床上浸水 1 件（営業状況不明）
千葉県	南房総市 1 件	床下浸水 1 件（営業可）

東京都	大田区 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
神奈川県	横浜市 1 件	一部破損 1 件（営業可）
神奈川県	鎌倉市 1 件	一部破損 1 件（営業可）
神奈川県	川崎市 7 件	床上浸水 2 件、床下浸水 1 件、雨漏り 3 件、 一部破損 1 件（営業可 7 件）
神奈川県	相模原市 2 件	床上浸水 1 件、雨漏り 1 件（営業可 2 件）
神奈川県	藤沢市 4 件	一部破損 1 件、雨漏り 3 件（営業可 4 件）
神奈川県	小田原市 6 件	床上浸水 1 件、雨漏り 4 件、一部破損 1 件 （営業可 6 件）
神奈川県	湯河原町 1 件	一部破損 1 件（営業可 1 件）
神奈川県	真鶴町 2 件	停電 2 件（営業可 2 件）
神奈川県	箱根町 2 件	雨漏り 1 件、停電 1 件（営業可 2 件）
神奈川県	南足柄市 2 件	雨漏り 1 件、断水 1 件（営業可 2 件）
長野県	長野市 6 件	床上浸水 6 件（営業可 3 件、営業不可 3 件）
長野県	千曲市 4 件	床上浸水 4 件（営業可 4 件）
長野県	飯山市 3 件	床上浸水 3 件（営業可 3 件）
長野県	佐久市 2 件	床上浸水 1 件、停電 1 件（営業可 2 件）
長野県	上田市 4 件	停電 4 件（営業可 4 件）
長野県	岡谷市 1 件	一部破損 1 件（営業可 1 件）
長野県	伊那市 1 件	一部破損 1 件（営業可 1 件）
長野県	辰野町 1 件	一部破損 1 件（営業可 1 件）
長野県	佐久穂町 1 件	停電 1 件（営業可 1 件）
長野県	木島平村 1 件	床上浸水 1 件（営業可 1 件）
静岡県	伊豆の国市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
静岡県	伊豆市 2 件	床上浸水 1 件、床下浸水 1 件（営業可 2 件）
静岡県	焼津市 3 件	床上浸水 2 件、雨漏り 1 件（営業可 3 件）
静岡県	三島市 1 件	床上浸水 1 件（営業可）
静岡県	沼津市 2 件	床上浸水 1 件、床下浸水 1 件（営業可 2 件）
静岡県	浜松市 2 件	床上浸水 1 件、床下浸水 1 件（営業可 2 件）

(2) 輸血用血液製剤関係

- ・日本赤十字社に対し、台風第19号の接近についての注意喚起とともに、被害情報等の収集と共有を行うよう依頼した（10/8）。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物関係

- ・各都道府県に対し、台風第19号に伴い、あらかじめ関係団体との連絡体制を確認しておき、連携して被害情報等の収集を行うよう依頼し、関係団体に対しても注意喚起と毒物劇物関係の被害情報等の収集を依頼した

(10/8)。

- ・ 静岡県内の倉庫に保管されていた、金属製の容器に入った毒物であるりん化アルミニウムくん蒸剤6本(1kg/本)が浸水の影響で流され、3本は発見済みであるも、残り3本は所在不明。(現在、事業者と管轄保健所が連携して対応中。)
- ・ 福島県郡山市富久山町の事業所において、毒物のシアン化ナトリウムが漏出。流出状況について調査中であるが、流出箇所基礎コンクリートの浸出部については、補修を実施し現時点でシアン化合物含有水の敷地外への流出は止まっている(10/23)。流出先の側溝に設置してある土嚢及び回収用ポンプは継続して設置し、敷地外への流出防止を図る。現時点で、人的被害の報告はなし。
- ・ 福島県本宮市糠沢地区の事業所において、台風による浸水の影響により、劇物である一水素二フッ化アンモニウムを含むと考えられる廃液入りタンク(500L)2個の所在不明を福島県の環境部局で把握(10/21)。現時点で、人的被害の報告はなし。(現在、事業者、管轄保健所等が連携して対応中。)

7 障害福祉関係

- 災害救助法が適用された岩手県等14都県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど)をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を周知(10/13:岩手県等12都県、10/15:静岡県、10/21:千葉県)。
- 市町村が障害者(児)についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげるよう都道府県等に周知するとともに、日本相談支援専門員協会にも協力を要請。(10/13)。
- 災害救助法が適用された岩手県等14都県に対して、避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について周知(10/13:岩手県等12都県、10/15:静岡県、10/21:千葉県)。
- 災害救助法が適用された岩手県等14都県に対して、一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした(10/13:岩手県等12都県、10/15:静岡県、10/21:千葉県)。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること。
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 被災により受給者証等を提示することができない場合でも、障害福祉サービス等を利用して差し支えないこととした。(10/15)
- 特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受け

た被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。(10/15)。

- 障害福祉サービス等の利用料に関し、必要な方について適切に利用料の支払いの猶予・免除を行うよう都道府県等に要請(10/16)。
- 障害福祉サービス等を運営する社会福祉法人による寄付金(義援金)の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合は、支出を可能とする旨を各都道府県等に周知(10/21)
- 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等に対して、学生の修業等に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。(10/18)
 - ・台風の影響により休学等をした学生に対して、補講等により公認心理師資格の取得に支障が出ないようにすること等
- 被災した利用者が柔軟に障害福祉サービスを利用できる旨のリーフレットについて周知・広報での活用を都道府県等に要請。(11/1)
 - ・受給者証の提示がなくてもサービスを受けられること
 - ・利用者負担の免除や支払いの猶予を行う自治体の案内 等
- 被災した就労継続支援A型事業所について、生産活動収入の減少が見込まれるときには自立支援給付を賃金に充てても差し支えない旨を各都道府県等に周知。(11/13)

8 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について

10月13日付けで、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県(管内市町村)に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

さらに、10月15日付けで、静岡県(管内市町村)に対して、10月21日付けで、千葉県(管内市町村)に対して、同趣旨の事務連絡を発出。

- 10月17日付けで、利用料の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

さらに、10月21日付けで、新たに災害救助法が適用された保険者に対し、同趣旨の事務連絡を発出。

- 10月18日付け、21日付け、23日付け、24日付け、25日付け、28日付け

及び30日付け並びに11月1日付け、6日付け、13日付け及び19日付けで、

- ・ 各都道府県に対し、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料を猶予する取扱いを定め、周知するとともに、介護サービス事業所等向けリーフレットを作成・送付し、広く広報するよう依頼。
- ・ 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県（10月21日付で追加）、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（管内市町村）に対し、介護サービス事業所等で猶予された利用料の全額免除等に関する取扱いを周知するとともに、利用料の免除等を行う意向が確認できた市町村名（※）を併せて記載した利用者向けリーフレットを作成し、広く広報するよう依頼。
- ・ 関係団体に対し、利用料の免除等に関する取り扱いについて周知。

※ 11月19日12時時点で介護サービス事業所等での利用料免除等を実施する意向が確認できた保険者は、310市区町村（うち減免を実施するのは309市区町村）

- 10月18日付けで、各都道府県に対し、避難所等における生活の不活発化を原因とする心身機能の低下の予防に係る資料や、認知症高齢者等の健康管理に係るリーフレットと支援ガイドを、避難所等で活用するよう依頼。
- 10月25日付けで、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（管内市町村）に対し、特別調整交付金の交付対象となる、被災した被保険者に係る保険料の減免の取扱い等について周知。
- 11月5日付けで、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県（管内市町村）に対し、被災自治体からの照会等も踏まえ、被災した被保険者に係る介護サービス利用料の取扱いに関するQ & Aを取りまとめの上、周知。
- 10月24日付けで、災害救助法が適用された地域に住む要介護者の要介護認定有効期間等を市町村が最大12月間延長できるよう、特例省令を公布し、周知。

(2) 事業者関係

- 10月13日付けで、各都道府県に対し、要援護高齢者等について、関係機関が連携して、安否確認及び課題の把握を行うなど適切な支援に配慮するよう要請するとともに、日本介護支援専門員協会にも協力を要請。
- 10月15日付けで、各都道府県に対して、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等の柔軟な取扱いについて周知。
- 10月16日付けで、各都道府県に対して、避難先により居住地以外の市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の関係市町村間で

の手続きについての柔軟な取扱いについて周知。

- 10月18日付けで、各都道府県等に対して、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを可能とする旨を周知。
- 10月18日付けで、各都道府県等に対して、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出について、特例的に所定の条件を満たす場合に支出を可能とする旨を周知。
- 10月18日付けで、各都道府県等に対して、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者等の広域的な受入体制の構築や当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知。
- 11月7日付けで、各都道府県に対して、10月サービス提供分について介護報酬の概算請求を可能とすることなどを示すとともに、市町村や介護サービス事業者等への周知を要請。

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 10月15日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請
- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供
- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと
- 10月25日付けで、各都道府県等に対して、災害時における授乳の支援等に関する以下の取扱いについて周知。
 - ・ 断水や停電等によりライフラインが断絶した場合に、水等を使用せず

に授乳できる乳児用液体ミルクを母子の状況等に応じて活用いただくこと、平時から育児用ミルク（粉ミルク又は乳児用液体ミルク）及び使い捨てほ乳瓶や消毒剤等の授乳用品などの母子に必要な物資の備蓄を進めること等

(2) 事業者関係

- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。
- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 10月15日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等
- 10月17日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・指定保育士養成施設において、台風の影響により休学等をした学生に対して、補講等により保育士資格の取得に支障が出ないようにすること。

10 医療保険関係

- 10月12日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等

の提示について」（令和元年10月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 10月13日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「令和元年台風第19号に伴う災害による後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和元年10月13日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。
- 10月13日付 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和元年10月13日付け保険局保険課事務連絡）を送付。
- 10月13日付 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和元年10月13日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 10月13日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡。
※「令和元年台風第19号に伴う災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和元年10月13日付け関係課連名事務連絡）を送付。
- 10月15日付 定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和元年10月15日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）を送付。

- 10月17日付 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、13都県に対し連絡。
※「令和元年台風第19号による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和元年10月17日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。
- 10月18日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関・避難所等に配布し、掲示等を促すよう要請。
※「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（令和元年10月18日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付。
（以後、実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、10月21日、10月23日、10月24日、10月25日、10月28日、10月30日、11月1日、11月6日、11月13日付で医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。）
※11月13日12時時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では319市町村、38国民健康保険組合（うち猶予のみ1）、後期高齢者医療では14広域連合、被用者保険では協会けんぽ、606健保組合（猶予のみ）。
- 10月21日付 一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、千葉県、東京都に対し連絡。
※「令和元年台風第19号による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和元年10月21日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。
- 10月25日 特別調整交付金による財政支援の対象となる国民健康保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。
※「令和元年台風第19号により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付。

- 10月25日 特別調整交付金による財政支援の対象となる後期高齢者医療保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。
※「令和元年台風第19号により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）を送付。

- 10月28日 公費負担医療（特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業、小児慢性特定疾病児童等日常用具給付事業、肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）について、新規に受理した受給者証等の交付申請については、各都道府県の判断により有効期間の始期について医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証等の交付をして差し支えないものとするとともに、避難先の都道府県知事においても認定を行えるものとするほか、受給者証等の有効期限経過後についても継続して受診できるようにする等の取扱いについて、都道府県等に連絡。

- 11月5日 一部負担金の取扱いに関するQ & Aについて、都道府県等に対し連絡。
※「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る医療保険の一部負担金の取扱いに関するQ & A」（令和元年11月5日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。

- 11月6日 被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができること等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「令和元年台風19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和元年11月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

- 11月8日 保険者等による保険医療機関等の請求額の按分方法等について、都道府県等へ連絡。
※「令和元年台風19号による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（令和元年11月8日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。

11 年金関係

- 10月15日付 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。
※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和元年10月15日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。
- 10月15日付 年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。
- 11月1日付 厚生労働大臣告示第161号により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域に所在地を有する事業所について、厚生年金保険料等の納期限を延長（延長後の納期限は今後別途告示）。また、日本年金機構に対し、適切に対応するよう指示する通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。
- 11月1日付 厚生労働大臣告示第160号により災害救助法適用地域に住所を有する受給権者等の届書等の提出すべき日を延長。併せて日本年金機構に対して告示発出と対象者の届書の取扱いについて周知。
- 11月1日付 厚生労働大臣告示により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等について、事業主掛金等の納付期限を延長（延長後の納付期限は今後別途告示）。また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。
- 11月1日付 厚生労働大臣告示第161号により、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し指導に当たって配慮するよう指示。
- 11月1日付 厚生労働大臣告示第160条により、災害救助法適用地域において厚生年金保険の受給権者等について現況届の提出期限が延長されたことを受け、地方厚生（支）局に対し、通知を発出

し、厚生年金基金の指導に当たって配慮するよう指示。

12 労働関係

(1) 労働局相談窓口の設置

- ・次の労働局において、「特別相談窓口」を設置。

長野局（10/15）

宮城局、福島局、群馬局（10/16）

青森局、岩手局、茨城局、栃木局、埼玉局、神奈川県、新潟局、山梨局（10/17）

千葉局、東京局、静岡局（10/18）

- ・被災14都県の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を10月23日付けで設置するよう指示。（10/18）

(2) 労働災害関係

- ・河川護岸工事現場で、労働者が台風後の状況の確認のため工事用道路を車で走行中、川に車ごと転落し、死亡（宮城県、10/13）

- ・10月15日付けで、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、注意事項等を関係団体（建設業労働災害防止協会、建設労務安全研究会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会）に周知するとともに、各都道府県労働局に指示。

- ・10月18日付けで、がれきの処理作業等における労働災害の防止を指導する際に配布する防じんマスクや手袋等を、被災11都県労働局に配布（使い捨て式防じんマスク4,320個、ゴム手袋1,000双、作業用軍手700双等）。

- ・災害復旧工事における労働災害防止のため、1か月の集中取組期間として、建設現場等の安全衛生パトロールを実施（福島労働局、10/23～1か月間）。

(3) 労災保険関係

- ・10月14日付けで、労災保険給付の請求について、事業主証明が受けられなくとも請求書を受理する等、手続きの簡略化を図る旨、各労働局に指示。

- ・10月14日付けで、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、各労働局に指示。

- ・10月31日付けで、被災地域（※）在住者の労災年金及び特別遺族給付金の定期報告書提出期限を10月31日から12月27日まで延長することとし、同日その旨、各労働局に指示。

（※）台風の際に災害救助法が適用された市町村の区域

- ・11月1日付けで、指定地域（※）の事業場等について、10月12日以降

に到来する労働保険料等の申告・納期限等の延長措置を行うこととし、同日その旨、各労働局に指示。

(※) 岩手、宮城、福島、茨城、栃木、長野各県の一部地域

・11月1日付けで、「令和元年台風第19号に伴う労働保険の適用徴収に関するQ & A」をホームページにおいて公表。

・11月8日付けで、被災により労災指定医療機関が診療録等を滅失等した場合等に、労災診療費等の概算請求できること等について、医療機関等へ周知するよう、各労働局に指示するとともに、日本医師会に周知を要請。

(4) 社会復帰促進等事業関係

・10月15日付 今回の台風による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示。

(5) 勤労者生活関係

勤労者退職金共済機構

・10月15日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨をホームページにて周知。

・10月15日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

労働金庫

・10月15日付けで、通帳等のない場合の預金引出し、定期性預金の満期日前の支払についての相談等の対応を実施。

・台風19号の被災者に係る本人特定事項の確認方法等の特例を整備するために、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正。

(6) その他

・事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「令和元年台風第19号による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を公表（10月15日）。

・ボランティア活動を希望する労働者に対する支援・情報提供について、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に要請を実施（10月24日）

・長野県より内閣府支援物資チームを通じて、災害救助法に基づき、防じんマスク1500枚を供給するよう支援物資要請があり、調達の上、送付（26日到着済み）。

13 雇用関係

(1) 雇用保険

・ 10月15日付 各労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。(事務連絡「令和元年台風第19号に伴う災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」)

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮(失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等)を行うこと

・ 11月1日付 関係労働局宛に通知を発出し次の事項を指示。(職発1101第3号「激甚災害及び雇用保険の特例措置の指定について」及び職保発1101第1号「激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例等に係る取扱いについて」)

- ① 激甚災害法の指定地域内に所在地を置く事業所が、災害で休止又は廃止したことにより休業を余儀なくされ、労働者が賃金(休業手当を含む。)を受けることができない場合は、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できること
- ② 災害救助法の指定地域に居住していた方又は災害救助法の指定地域以外の激甚災害法の指定地域にお住まいの方で、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方は、自己の都合で退職した場合でも、給付制限の短縮(3か月→1か月)されること

・ 10月14日付けで、事業主からの申請に基づき労働保険料等の納付猶予措置等を行うよう、各労働局に指示。

・ 11月1日付けで、指定地域(※)の事業場等について、労働保険料等の納期限等の延長措置を行う告示を適用し、同日その旨、各都道府県労働局宛て通知。

(※) 岩手、宮城、福島、茨城、栃木、長野各県の一部地域

(2) 雇用調整助成金

・ 10月21日付 全労働局宛に職業安定局長通達を発出し、雇用調整助成金について、生産指標の確認期間の短縮等の要件緩和や、計画届の提出時期の遡及的な取扱いといった特例措置の実施について指示。(職発1021第2号「雇用安定事業の実施について」)

・ 10月30日付 雇用調整助成金について、助成率の引き上げ等の更なる特例措置を講ずるため雇用保険法施行規則を改正。全労働局宛てに職業安定局長通達を発出し、当該特例措置の実施について指示。(職発1030第1号「雇用安定事業の実施について」)

・ 11月1日付 全都道府県民生主管部等宛てに事務連絡を発出し、管内

- 市町村及び社会福祉施設等へ雇用調整助成金の周知について依頼。
- ・ 11月11日付 全都道府県衛生主管部等宛てに事務連絡を發出し、医療機関等へ雇用調整助成金の周知について依頼。
 - ・ 11月14日付 全都道府県生活衛生主管部等宛てに事務連絡を發出し、生活衛生関係営業施設における雇用調整助成金の活用の周知について依頼。

(3) 派遣労働者の雇用の安定に係る対応

- ・ 10月15日付 台風に伴い派遣先が派遣契約を中途解除した場合等に、派遣会社や派遣先における新たな就業機会の確保や休業手当等に関する責務についてまとめた「令和元年台風第19号に伴う派遣労働に関する労働相談Q & A」を公表。
- ・ 厚生労働省から、日本人材派遣協会、日本生産技能労務協会、NEOA に対し、台風第19号に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮についての要請文を手交。(11/14)

(4) 障害者雇用関係

- ・ 10月15日付け事務連絡で、被災地域に事業所のある企業については、企業からの申し出により、障害者雇用納付金の納付期限を猶予していただくよう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して要請。

こうした要請を行った旨を、都道府県労働局に対しても周知。(事務連絡「令和元年台風19号による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」)

- ・ 11月1日付けで、指定地域(※)に主たる事務所を有する事業主等について、障害者雇用納付金等の納期限等の延長措置を行う告示を適用し、同日その旨、各都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宛て通知し、延長措置を踏まえた対応を適切にとるよう指示。

(※) 岩手、宮城、福島、茨城、栃木、長野各県の一部地域

(5) 職業能力開発関係

○ 公共職業能力開発施設の被害状況

- ・ 宮城県の1施設で、床上浸水被害あり。
- ・ 岩手県の1施設で、床上浸水被害あり。

いずれも現在は復旧し、訓練を実施している(10/28)。

○ 技能検定試験受検申請期間の延長

- ・ 各都道府県に対して、被災者から令和元年度後期技能検定試験の受検申請書の受付期間延長の希望があった場合、延長してよいことを通知。(10/16) 現時点で6県(宮城県、福島県、栃木県、群馬

県、埼玉県、千葉県）において延長。(10/18)

○ 職業訓練関係

・ 11月1日付け 災害救助法の適用地域にかかる各都県知事等に以下の事項について通知を発出。(開発1101第1号「令和元年台風19号への対応について(人材開発関係)」、開発1101第2号「令和元年台風19号への対応について(人材開発関係)」)

①被災によりやむを得ず訓練を中止とした訓練科のうち、今回の災害発生時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練生が訓練を受講している場合は訓練を修了したこととする取扱いを要請

②災害発生日発生日以降の受講料及び寄宿舍使用料の免除の支援措置等を要請

③認定職業訓練について、被災により中止又は中断された場合、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とする旨

○ 人材開発支援助成金

・ 11月1日付け 関係労働局宛に通達を発出し、被災により訓練等の修了が困難となった場合の訓練時間等の取扱いを指示。(職発1101第10号、開発1101第3号「令和元年台風19号への対応について(人材開発支援助成金等関係)」)

(6) 経済団体への要請

・ 厚生労働省から、日本商工会議所、日本経済団体連合会、全国商工会連合会に対し、台風第15号及び第19号に係る雇用維持等に対する配慮についての要請文を手交。(11/7)

・ 厚生労働省から、全国中小企業団体中央会に対し、台風第15号及び第19号に係る雇用維持等に対する配慮についての要請文を手交。

(11/11)

14 災害ボランティア関係

【ボランティア活動数】

○ 全国社会福祉協議会によると、発災から11月17日までに、延べ約15万1千人のボランティアの方々が活動。

	10月13日～ 11月14日	11月15日 (金)	11月16日 (土)	11月17日 (日)	累計
岩手県	6,057	29	42	36	6,164
宮城県	16,461	218	746	878	18,303
山形県	81	-	-	-	81
福島県	19,169	197	639	405	20,410

茨城県	11,257	57	171	145	11,630
栃木県	19,347	288	750	700	21,085
群馬県	1,481	-	-	-	1,481
埼玉県	6,165	34	121	165	6,485
千葉県	8,474	93	234	201	9,002
東京都	3,018	0	0	0	3,018
神奈川県	4,105	6	139	104	4,354
長野県	42,812	1,401	2,319	1,851	48,383
静岡県	810	-	-	-	810
計	139,237	2,323	5,161	4,485	151,206

※ 現時点で把握しているボランティア数。集計中の市町村があるため、今後、数が変動する都県がある。

【災害ボランティアに関する広報】

- 厚生労働省ホームページのトップページに、「災害ボランティアの募集状況について」を設け、専用ページを新設（11月1日）
- 厚生労働省SNS（Twitter、Facebook）において、災害ボランティアを募集していることを情報発信（11月1日）
- 全国社会福祉協議会に対して、ボランティア関係団体や大学ボランティアセンター等に対して、ボランティア活動への参加の勧奨について情報発信を依頼する事務連絡を发出（11月1日）
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対して、会員校へ学生/生徒のボランティア活動への参加の勧奨について、情報発信を依頼。（11月1日）

【災害ボランティアセンターの設置・運営状況】

- 全国社会福祉協議会に対して、経験を有する社協が被災地に応援に入れるよう依頼。（10/13）
- 全国社会福祉協議会において被災地社協の応援のための広域派遣を実施中。（10/21～）
- 社会福祉協議会等において災害ボランティアセンターが開設されている市区町村は、9県28市町村であり、詳細は下表のとおり。
 - ※ ニーズ調査や悪天候のためボランティアの募集を休止したり休日のみに行っている場合や、募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者に限っている場合等がある。
 - ※ 自治体名の前に◎が付記されている市区町村は、多くのボランティアの協力を求めているところ。

	都県名	市区町村名
1	岩手県	宮古市、釜石市、山田町、田野畑村
2	宮城県	◎丸森町、大崎市、大郷町、角田市、柴田町

3	福島県	◎いわき市、郡山市、須賀川市、本宮市
4	茨城県	常陸大宮市、大子町、水戸市
5	栃木県	佐野市、足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、 那須烏山市、宇都宮市
6	埼玉県	東松山市
7	千葉県	長柄町
8	神奈川県	川崎市、相模原市
9	長野県	◎長野市

○ボランティアの募集、支援活動を終了した災害ボランティアセンター
(70か所)

岩手県	岩泉町(11/8)、普代村(11/15)、 <u>久慈市(11/17)</u>
宮城県	涌谷町(10/23)、村田町(10/25)、大和町(10/27)、 大河原町(10/31)、白石市(11/4)、 <u>石巻市(11/16)</u>
山形県	川西町(10/20)
福島県	鏡石町(10/20)、浅川町(10/27)、玉川村(10/27)、 三春町(10/28)、石川町(10/30)、相馬市(10/31)、 田村市(11/1)、福島市(11/10)、伊達市(11/10)、 南相馬市(11/11)、 <u>二本松市(11/15)</u> 、 <u>川俣町(11/18)</u>
茨城県	ひたちなか市(11/8)、常陸太田市(11/8)
栃木県	下野市(10/18)、上三川町(10/20)、壬生町(10/20)
群馬県	太田市(10/22)、富岡市(10/28)、高崎市(10/31)、嬭恋村(11/3)
埼玉県	入間市(10/25)、さいたま市(10/31)、小川町(10/31)、 坂戸市(11/11)、 <u>上尾市(11/12)</u> 、 <u>川越市(11/15)</u>
千葉県	いすみ市(10/18)、木更津市(10/19)、多古町(10/20) 鋸南町(10/22)、袖ヶ浦市(10/25)、館山市(10/27)、 南房総市(10/31)、鴨川市(10/31)、香取市(11/6)、 富津市(11/10)、茂原市(11/11)、佐倉市(11/13)、 長南町(11/14)、市原市(11/15)、 <u>君津市(11/17)</u>
東京都	調布市(10/20)、狛江市(10/27)、 <u>世田谷区(11/10)</u> 、 <u>八王子市(11/14)</u>
長野県	栄村(10/15)、立科町(10/23)、飯山市(10/27)、 小布施町(10/28)、中野市(10/30)、上田市(10/31)、 須坂市(11/4)、佐久市(11/8)、千曲市(11/8)、 佐久穂町(11/10)
静岡県	西伊豆町(10/15)、小山町(10/22)、函南町(10/25)、 伊豆の国市(10/31)

15 消費生活協同組合関係

- 10月13日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。

16 独立行政法人福祉医療機構関係

- 10月15日付けで、相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

17 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等関係

- 10月17日付けで、各都道府県、地方厚生（支）局に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等において、台風の影響により休学等をした学生に対して、補講等により各国家資格の取得に支障が出ないようにすること。

18 生活福祉資金貸付関係

- 10月25日付けで、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。
- 11月14日付けで、各都道府県に対して、住宅の補修・保全等のための資金を貸し付ける「住宅補修費」や災害を受けたことによる臨時資金を貸し付ける「災害援護費」について、据置期間の弾力的な運用等を周知。

以上